

# 山形県公報

平成25年8月30日(金)

号 外(38)

目 次

条 例

○知事等及び職員等の給与の臨時特例に関する条例…………(人 事 課) …2

### この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 知事等及び職員等の給与の臨時特例に関する条例 (県条例第45号) (人事課)
  - 1 知事、副知事、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額は、平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間(以下「臨時特例期間」という。)に係るものに限り、山形県特別職の職員の給与等に関する条例別表第2及び知事等及び職員の給与の特例に関する条例第1条の規定にかかわらず、その者に係る同表に掲げる額から、知事にあっては当該額に100分の30、副知事にあっては当該額に100分の20、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員にあっては当該額に100分の10をそれぞれ乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とすることとした。(第1条関係)
  - 2 教育長の給料の額は、臨時特例期間に係るものに限り、山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第1項及び知事等及び職員の給与の特例に関する条例第2条の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とすることとした。(第2条関係)
  - 3 山形県職員等の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第4条第1項各号に掲げる 給料表の適用を受ける職員等(臨時的に任用された者(同項第6号ロ及びハに掲げる給料表の 適用を受ける者に限る。)を除く。以下「職員等」という。)に対する給料月額の支給に当 たっては、臨時特例期間に限り、給料月額から、給料月額に、当該職員等に適用される給料表 及び職務の級の区分に応じ、100分の4.6、100分の7.7又は100分の9.77を乗じて得た額に相当 する額を減ずることとした。(第3条第1項関係)
  - 4 職員等の管理職手当の額は、臨時特例期間に係るものに限り、給与条例第10条第1項及び知事等及び職員の給与の特例に関する条例第3条の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とすることとした。(第3条第2項関係)
  - 5 この条例は、平成25年9月1日から施行することとした。

## 条 例

知事等及び職員等の給与の臨時特例に関する条例をここに公布する。

平成25年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第45号

#### 知事等及び職員等の給与の臨時特例に関する条例

(山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の臨時特例)

第1条 知事、副知事、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額は、平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間(以下「臨時特例期間」という。)に係るものに限り、山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例(昭和31年9月県条例第52号)別表第2及び知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成14年3月県条例第11号)第1条の規定にかかわらず、その者に係る同表に掲げる額から、知事にあっては当該額に100分の30、副知事にあっては当該額に100分の20、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員にあっては当該額に100分の10をそれぞれ乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じて得た額とする。

(山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例等の臨時特例)

第2条 教育長の給料の額は、臨時特例期間に係るものに限り、山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和49年12月県条例第65号)第3条第1項及び知事等及び職員の給与の特例に関する条例第2条の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に100分の10を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

(山形県職員等の給与に関する条例等の臨時特例)

第3条 山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。)第4条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員等(給与条例第1条第1項に規定する職員等(臨時的に任用された者(給与条例第4条第1項第6号ロ及びハに掲げる給料表の適用を受ける者に限る。)を除く。)をいう。以下この条において同じ。)に対する給料月額(山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103号)附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。以下同じ。)の支給に当たっては、臨時特例期間に限り、給料月額から、給料月額に、当該職員等に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2級以下	100分の4.6
	3級から6級まで	100分の7.7
	7級以上	100分の9.77
公安職給料表	3級以下	100分の4.6

	4級から7級まで	100分の7.7
	8級以上	100分の9.77
海事職給料表	2級以下	100分の4.6
	3級以上	100分の7.7
教育職給料表(1)	2級以下	100分の4.6
	3 級	100分の7.7
	4 級	100分の9.77
教育職給料表(2)	2級以下	100分の4.6
	特2級及び3級	100分の7.7
	4級	100分の9.77
研究職給料表	2級以下	100分の4.6
	3級及び4級	100分の7.7
	5 級	100分の9.77
医療職給料表(1)	1 級	100分の4.6
	2 級	100分の7.7
	3級以上	100分の9.77
医療職給料表(2)	2級以下	100分の4.6
	3級から6級まで	100分の7.7
	7 級	100分の9.77
医療職給料表(3)	2級以下	100分の4.6
	3級以上	100分の7.7

2 職員等の管理職手当の額は、臨時特例期間に係るものに限り、給与条例第10条第1項及び知事 等及び職員の給与の特例に関する条例第3条の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額 から当該額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨 てた額)を減じて得た額とする。

- 3 職員等に対する給与条例第25条第1項から第5項までの規定により支給される給料の支給に当たっては、臨時特例期間に限り、当該給料の額から、当該職員等に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - (1) 給与条例第25条第1項 第1項に定める額
  - (2) 給与条例第25条第2項又は第3項 第1項に定める額に100分の80を乗じて得た額
  - (3) 給与条例第25条第4項又は第5項 第1項に定める額に、同条第4項又は第5項の規定により当該職員等に支給される給料に係る割合を乗じて得た額
- 4 給与条例附則第18項の規定の適用を受ける職員等に対する第1項及び前項の規定の適用については、臨時特例期間に限り、第1項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から給与条例附則第18項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、前項各号中「第1項に」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第1項に」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の臨時特例)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和63年3月県条例第6号)第4条第1項の規定の適用については、臨時特例期間に限り、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額(給料については、当該額から知事等及び職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成25年8月県条例第45号)第3条第1項及び第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

(公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例の臨時特例)

第5条 公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例(平成13年12月県条例第57号)第4条の規定の適用については、臨時特例期間に限り、同条中「寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当の額(給料については、当該額から知事等及び職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成25年8月県条例第45号)第3条第1項及び第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の臨時特例)

- 第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下この条において「特定任期付職員」という。)に対する給料月額の支給に当たっては、臨時特例期間に限り、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる特定任期付職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
  - (1) 任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける特定任期付職員であってその 号給が1号給から4号給までのもの 100分の7.7
  - (2) 任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける特定任期付職員であってその 号給が5号給以上のもの及び同条第3項の規定による給料月額を受ける特定任期付職員 100 分の9.77
- 2 任期付職員条例第4条第4項の規定の適用については、臨時特例期間に限り、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額から給料月額に知事等及び職員等の給与の臨時特例に関する条例 (平成25年8月県条例第45号)第6条第1項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合 を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。
- 3 第3条第3項の規定は、臨時特例期間に限り、特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項から第5項までの規定により支給される給料の支給について準用する。この場合において、第3条第3項第1号及び第2号中「第1項に」とあるのは「第6条第1項に」と、同項第3号中「第1項」とあるのは「第6条第1項」と、「同条第4項」とあるのは「給与条例第25条第4項」と読み替えるものとする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の臨時特例)

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第7号。以下「任期付

研究員条例」という。)第5条第1項に規定する第1号任期付研究員(以下この条において「第1号任期付研究員」という。)及び同条第2項に規定する第2号任期付研究員(以下この条において「第2号任期付研究員」という。)に対する給料月額の支給に当たっては、臨時特例期間に限り、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける第1号任期付研究員であってその号給が1号給から3号給までのもの及び第2号任期付研究員 100分の7.7
- (2) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける第1号任期付研究員であってその号給が4号給以上のもの及び同条第4項の規定による給料月額を受ける第1号任期付研究員 100分の9.77
- 2 任期付研究員条例第5条第5項の規定の適用については、臨時特例期間に限り、同項中「給料 月額」とあるのは、「給料月額から給料月額に知事等及び職員等の給与の臨時特例に関する条例 (平成25年8月県条例第45号)第7条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割 合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。
- 3 第3条第3項の規定は、臨時特例期間に限り、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第25条第1項から第5項までの規定により支給される給料の支給について準用する。この場合において、第3条第3項第1号及び第2号中「第1項に」とあるのは「第7条第1項に」と、同項第3号中「第1項」とあるのは「第7条第1項」と、「同条第4項」とあるのは「給与条例第25条第4項」と読み替えるものとする。
- 第8条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### 附 則

(端数計算)

この条例は、平成25年9月1日から施行する。